５　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。

６　「２　一次ＭＶＮＯに提供する回線数」については、「事業者名」の欄には一次ＭＶＮＯの名称を、「法人番号」の欄には当該一次ＭＶＮＯの法人番号を記載すること。

７　記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に事業者名を記載すること。

８　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の２（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　ローカル５Ｇサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	

注１　電気通信事業法施行規則第40条の７の２に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

２　継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

３　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。

４　ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の５で報告すること。

５　注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第31の３（第９条第２号関係）　［新設］

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年　月末現在

サービスの種類　全国ＢＷＡアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数	
参考事項	